

## 6 その他

バイオディーゼル燃料の製造や利用については、各機関でも様々な情報がまとめられており、広く一般にも公開されている。下記のとおり、公開先等を記載するので、必要に応じて参照して下さい。

### (1) バイオディーゼル燃料の製造・利用

名称	バイオディーゼル燃料の製造・利用に係るガイドライン
策定年月	平成 20 年 5 月（平成 21 年 5 月改正、平成 22 年 3 月修正）
公開元	全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会
概要	京都市や菜の花プロジェクトなどで取り組まれたバイオディーゼル燃料事業から得られた知見や実績等に基づき、原料となる廃食用油の品質、バイオディーゼル燃料の製造、製造工程で発生する副産物の適正処理、バイオディーゼル燃料を自動車用燃料として利用する場合の留意点等、原料収集から、製造、利用までの指針を示したもの。
URL	<a href="http://www.jora.jp/biodz/index.html">http://www.jora.jp/biodz/index.html</a>

### (2) 自動車での利用

#### B100 での利用

名称	高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン
策定年月	平成 21 年 2 月
公開元	国土交通省自動車交通局技術安全部環境課
概要	高濃度バイオディーゼル燃料等を使用する際（バイオディーゼル燃料を 100% で使う場合など）の自動車の安全性等を確保することを目的に、燃料の品質、改造、点検整備上の留意点等をガイドラインとしてまとめ、高濃度バイオディーゼル燃料等を使用するユーザーの方々に対し助言、注意喚起を行うために策定されたもの。
URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000025.html">http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000025.html</a>

#### B5 での利用

名称	バイオディーゼル混合燃料（B5）の安全な利用に係るマニュアル
策定年月	平成 21 年 3 月
公開元	経済産業省資源エネルギー庁（策定委託先：株式会社三菱総合研究所）
概要	改正品確法への対応を含め、バイオディーゼル燃料の製造、軽油への混合段階での品質管理を的確に行うため、これまでの経験やノウハウ（注意点、工夫など）、配慮事項等の情報共有を図るために策定されたもの。
URL	<a href="http://www.enecho.meti.go.jp/hinnkakuhou/data/anzenbdf.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/hinnkakuhou/data/anzenbdf.pdf</a>

### (3) 農業機械での利用

名称	地域において生産されたバイオディーゼル燃料の農業機械における長期・安定利用技術に関するガイドライン
策定年月	平成 23 年 2 月
公開元	社団法人 日本農業機械化協会
概要	農林水産省の事業として実施された、「地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業」(平成 20～21 年度)と「バイオディーゼル燃料普及・調査事業」(平成 22 年度)を受けて、地域において生産されたバイオディーゼル燃料の農業機械利用産地システム確立に向けて取り組む方の参考となるように策定されたもの。
URL	<a href="http://nitinoki.or.jp/kikaika/bdf.html">http://nitinoki.or.jp/kikaika/bdf.html</a>

## おわりに

近年、地球温暖化によると思われる異常気象が数多く観測され、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減など地球規模の環境問題への対応が課題となっています。このことに加えて、大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来のある社会のあり方を見直し、有限な資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化・適正処理を促進することにより、環境への負荷が少ない低炭素・循環型社会を構築していく必要があります。

これらの考え方を踏まえ、当センターでは、低炭素・循環型地域社会づくりを目指し、資源の循環的利用の推進や化石燃料の代替燃料に関する研究に重点的に取り組むことを掲げています。この研究対象の1つとして、軽油などの化石燃料を代替でき、廃食用油からリサイクルされている、バイオディーゼル燃料に注目しています。

バイオディーゼル燃料は、県内でも製造や利用の取り組みがなされていますが、原料となる廃食用油の性状や製造者の熟練度などが異なるため、製造される燃料の品質も様々で、品質の良くない燃料が自動車等で利用されることによる不具合も懸念されていました。国土交通省では燃料の品質確認等を促すガイドラインを策定しましたが、品質確認のための分析には高額な費用が必要となることから、バイオディーゼル燃料の品質管理はほとんど行われていませんでした。このような状況を受けて、「長崎県バイオディーゼル燃料普及促進事業」に平成22年度より2年間取り組んできました。

県内の燃料製造者や自治体を会員として、「長崎県バイオディーゼル燃料普及促進研究会」を設置し、バイオディーゼル燃料の品質向上による普及促進を目的として、情報交換や各種法令の研修等を行ったほか、先進地より専門家を招聘し、製造や利用に関するアドバイスを受け、非常に有意義な研究会となりました。

燃料の品質については、当センターにおいて会員が製造した燃料の分析を行い、その結果を基に、問題点や改善点等について研究会で検討し、品質の向上を図りました。今回策定した手引きは、これまでの研究会で得られた成果や燃料全般に関する情報をまとめたもので、今後は本手引きを通じて、より品質の良い燃料が普及していくことを期待しています。

最後に、本研究会での検討にあたって、熊本県立大学環境共生学部の篠原教授や中村研究員には、燃料の分析結果に基づくアドバイスをはじめ多大なご協力を頂きました。また、滋賀県立大学工学部の山根教授、関東バイオエナジー株式会社の細川代表取締役には、バイオディーゼル燃料の今後の利用に関する講演、各種法令を所管する行政機関の担当者の方には法令の説明などのご協力を頂きました。さらに、本研究会の趣旨に賛同され、ご参加いただいた長崎大学環境科学部の小野教授をはじめとする会員各位には多大なるご協力を頂きました。ここに謝意を表します。

平成24年3月

長崎県バイオディーゼル燃料普及促進研究会 事務局  
長崎県環境保健研究センター 所長 濱田 尚武